

# 松尾寺公園基本計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月

和泉市都市デザイン部都市整備室  
公園緑地担当



# 目次

1. 目的	…P.3
2. 事業概要	…P.3～4
3. プロポーザル実施スケジュール	…P.4
4. 参加資格要件	…P.4～6
5. 実施要領等の配布	…P.6
6. 参加表明書、質疑書等の提出	…P.6～7
7. 現場見学会の開催（希望事業者のみ）	…P.7
8. 価格提案書の提出	…P.7～8
9. 企画提案書等の提出	…P.8～9
10. 選定方法	…P.9
11. 一次選定（書類審査）の実施	…P.10
12. 二次選定（企画提案評価及び提案者プレゼンテーション・ヒアリング）の実施	…P.10
13. 評価項目及び評価基準	…P.10～12
14. 失格事項	…P.12
15. 契約締結	…P.12
16. その他	…P.12～13
17. 問い合わせ先	…P.13

## 1. 目的

この実施要領は、松尾寺公園基本計画策定業務委託について、当該業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するための公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## 2. 事業概要

### (1) 業務名

松尾寺公園基本計画策定業務委託

### (2) 履行場所

和泉市 松尾寺町外 地内

### (3) 目的

松尾寺公園は、和泉市松尾寺町と鍛冶屋町に位置し、総合公園として整備を進めている。都市計画決定面積は約 56.1ha、事業認可済みの面積は約 21.8ha となっており、その内供用開設区域の面積が約 8.7ha となっており、現在も整備を進めている公園です。梨本上池の西側区域は整備が今年度で概ね完了し、その後は東側の整備を進める予定となっている。

本業務は、東側の事業認可区域及びその周辺の一部区域を合わせた約 15ha の整備方針が決定していない区域において、官民連携の可能性調査を実施し、可能性調査の結果を踏まえ、公園全体の完成像を見据えた基本計画の策定を行うものである。

近年の都市公園の整備にあたっては、公的資金のみで行うのではなく、より一層民間事業者等の資金やノウハウを活用した整備が行えるよう法改正等も行われている。都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図ることを目的とし、整備内容の検討を行うことが求められている。基本計画を策定し、市の方針を決定した上で民間活力導入の可能性調査を行い、今後の事業者公募に向け、円滑に事業を進めることを目的とする。

### (4) 業務内容

別紙「松尾寺公園基本計画策定業務委託仕様書」

(以下「仕様書」という。) のとおり。

### (5) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日 (火) まで

### (6) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

### (7) 契約締結予定時期

令和 6 年 7 月末

### (8) 契約保証金

和泉市財務規則による

### (9) 提案上限額

委託料として、消費税及び地方消費税相当額を含む 2 4, 7 9 9, 5 0 0 円以内とする。

### (10) 支払条件

完了払い

### (11) 事務局

和泉市都市デザイン部都市整備室公園緑地担当

〒594-8501 和泉市府中町二丁目 7 番 5 号

TEL 0725-99-8139

FAX 0725-43-1135

MAIL matsuoji@city.osaka-izumi.lg.jp

### 3. プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

項目	スケジュール（予定）
(1) 公募開始	令和6年4月10日（水）
(2) 選定に係る仕様書等の配布	令和6年4月10日（水）から 令和6年5月8日（水）まで
(3) 参加表明に関する質疑書の 受付期間	令和6年4月10日（水）から令和6年5月8日（水） 午後5時までに提出（持参又は電子メール）
(4) 参加表明に関する質問の回答	令和6年5月10日（金）午後5時までに回答 （HPへ掲載）
(5) 参加表明書の提出期限	令和6年5月15日（水）午後5時まで （持参又は郵送※簡易書留にて期限必着）
(6) 参加可否の通知	令和6年5月17日（金）午後5時までに通知
(7) 現場見学会の開催	令和6年5月20日（月）から令和6年5月22日（水）
(8) 業務内容に関する質疑書の 受付期間	令和6年5月20日（月）から令和6年5月24日（金） 午後5時までに提出（持参又は電子メール）
(9) 業務内容に関する質問の回答	令和6年5月31日（金）午後5時までに回答 （全者へ電子メール）
(10) 価格提案書の受付期間	令和6年6月3日（月）から令和6年6月7日（金） 午後5時までに提出（持参又は郵送※簡易書留にて期限 必着）
(11) 一次選定 結果通知予定	令和6年6月10日（月） 令和6年6月11日（火）午後5時まで
(12) 企画提案書の受付期間	令和6年6月12日（水）から令和6年6月18日 （火）午後5時まで（持参のみ）
(13) 二次選定 優先交渉権者の決定	令和6年6月27日（木） 令和6年7月上旬
(14) 契約締結予定日	令和6年7月末
(15) 契約満了日	令和8年3月31日（火）まで

### 4. 参加資格要件

本案件に参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 参加表明書（別記第1号様式）の提出期限日（令和6年5月15日）において、令和4・5年度和泉市入札参加資格者名簿に、測量・建設コンサルタントに登録されていること。又は、登録していない者で、以下の書類（発行日から3か月以内）が提出できる者。

- ①印鑑証明書の写し
  - ②商業登記簿謄本（登記事項証明書）
  - ③直近 1 年間の事業の決算報告書一式の写し
  - ④国税の納税証明書「その 3 の 3」の写し
  - ⑤委任状（様式第 13 号） ※登記事項以外の者（支店等）に本業務の権限を委任する場合
  - ⑥使用印鑑届（様式 第 14 号）
  - ⑦暴力団排除に関する誓約書（様式 第 15 号）
- (2) 平成 26 年 4 月 1 日以降に、次の同種業務実績を有していること（再委託除く）。実績としては、履行完了している業務であることとする。

都市公園の官民連携手法の導入検討実績（PFI 導入可能性調査等）又はこれに相当する知見・業務実績及び整備における基本計画（又は基本設計）の策定業務の実績

- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 規定に該当しないこと。
- (4) 和泉市入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成 17 年制定）に基づく指名停止又は指名回避措置及び和泉市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）に基づく入札等除外措置を受けていないこと、また、法令違反による大阪府の参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 参加表明した提案者の役員又は従業員（以下「事業者関係者」という。）が過去 10 年間に暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）でなく、事業者関係者が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 公表日において納期限が到来している過去 2 年間の和泉市税及び国税（法人税（個人にあたっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。また、契約候補者となった場合は、契約締結期限までの間に、当該税について未納がないことを証する納税証明書を提出できること。

なお、和泉市税について、市外事業者等、和泉市税の課税対象でない者については、この限りでない。

- (8) 配置予定技術者の要件は、以下のとおりとする。

#### ①共通事項

配置予定技術者は、管理技術者、照査技術者を各 1 名、担当技術者を 1 名以上配置するものとする。

配置予定技術者は、企画提案書に記載された企業に、公表日 3 ヶ月以上前から雇用されている者とする。原則として業務完了まで、配置予定技術者の変更は病休・死亡・退職等の市が認める理由のほかは認めない。配置予定技術者は、管理技術者、照査技術者、担当技術者のそれぞれを兼務することはできない。

#### ②配置予定技術者に必要とされる同種業務の実績

対 象：管理技術者及び照査技術者

平成 26 年 4 月 1 日以降に完了した業務の中から、管理技術者、又は担当技術者として（2）に示した業務への工期の始めから完了までの従事経験を 1 件以上有する者でなければならない。

なお、担当技術者には特段の実績は求めない。

#### ③配置予定技術者の資格

- (1)管理技術者は、以下のいずれかの資格を有する（登録した）者とする。

技術士（「建設部門：都市及び地方計画」）または RLA または R C C M（登録部門「造園」）

- (2)照査技術者は、以下のいずれかの資格を有する（登録した）者とする。

技術士（建設部門：「都市及び地方計画」）または RLA または R C C M（登録部門「造園」）

- (3)担当技術者には、特段の資格は求めない。  
 (9) 仕様書等の業務内容を十分に理解した上で本公募型プロポーザル方式に参加できること。

## 5. 実施要領等の配布

### (1) 配布期間

令和6年4月10日(水)から令和6年5月8日(水)まで

### (2) 配布方法

和泉市ホームページから実施要領等をダウンロード

- ①提出様式 1式
- ②仕様書及び図面(業務委託範囲図、地形図)
- ③評価基準(採点の考え方)

## 6. 参加表明書、質疑書等の提出

### (1) 参加表明に関する質疑書(様式第1号)の提出

受付期間: 令和6年4月10日(水)から令和6年5月8日(水)午後5時まで

提出先: 和泉市都市デザイン部都市整備室公園緑地担当(市役所4階)

提出書類: 質疑書(様式第1号)

提出方法: 持参又は電子メール(提出書類をPDF形式で添付)

E-mail: matsuoji@city.osaka-izumi.lg.jp (※R6/7/31(水)以降使用不可)

※持参の場合、受付時間は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時

※電子メールの場合、質疑書の提出後は、必ず電話により受信確認を行うこと。

質疑回答: 令和6年5月10日(金)午後5時までに、質疑書の提出があった事業者の質問を取りまとめたくて、HPに回答を掲載。

### (2) 参加表明書(様式第2号)の提出

提出期限: 令和6年5月15日(水)午後5時まで

提出先: 和泉市都市デザイン部都市整備室公園緑地担当(市役所4階)

提出書類: 下表のとおり

No.	提出書類	様式等	備考	提出部数
1	参加表明書	様式第2号		1部
2	会社概要書	様式第3号	平均業務評定点が分かる資料を添付すること。	
3	業務実績調書	様式第4号	平成26年度以降の同種業務実績を記載すること。	
4	業務実施体制調書	様式第5号	配置予定の技術者(管理技術者、主担当技術者、照査技術者)全てについて該当する様式を用いて作成すること。	

提出方法: 持参又は郵送(※簡易書留又は特定記録郵便にて期限必着)

※持参の場合、受付時間は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時

参加可否の通知: 参加表明書の提出があった者が実施要領等に定めた参加資格の要件を満たしているかの判断を行い、通知を行う。

令和6年5月17日（金）午後5時までに、電子メールにて先行で通知。  
書面の到着は17日（金）以降となる予定。

### （3）業務内容に関する質疑書（様式第6号）の提出

受付期間：令和6年5月20日（月）から令和6年5月24日（金）午後5時まで

提出先：和泉市都市デザイン部都市整備室公園緑地担当（市役所4階）

提出書類：質疑書（様式第1号）

提出方法：持参又は電子メール（提出書類をPDF形式で添付）

E-mail：matsuoji@city.osaka-izumi.lg.jp（※R6/7/31（水）以降使用不可）

※持参の場合、受付時間は、午前9時から午後5時

※電子メールの場合、質疑書の提出後は、必ず電話により受信確認を行うこと。

質疑回答：令和6年5月31日（金）午後5時までに、質疑書の提出があった事業者の質問を取りまとめたうえで、全事業者に対して電子メールにて回答。

留意事項：参加可否の通知にて、参加要件を満たしていると判断された事業者からのみ質疑書の受付を行う。

質疑がない場合も、その旨記載のうえ必ず提出のこと。

## 7. 現場見学会の開催（希望事業者のみ）

日程：令和6年5月20日（月）から令和6年5月22日（水）の3日間

時間：(1)午前9時半から、(2)午前11時から、(3)午後1時半から、(4)午後3時から  
1日計4回（各回約30分程度）

※参加表明書の提出後に希望の有無を伺い、調整させていただきます。参加日時については、ご希望に添えない可能性があります。

現地にて公園の整備状況や計画策定エリアの状況を説明します。但し、計画策定エリア（未整備エリア）は木や草が生い茂っているため、中の方へは入れず、外観の確認のみになる予定です。（未整備エリアはマムシや蜂などが出る可能性があり、危険です。中に入られる場合は、十分ご注意ください。また、本エリアには未買収地も含まれますので、開園区域以外への進入はやめてください。）

## 8. 価格提案書の提出

受付期間：令和6年6月3日（月）から令和6年6月7日（金）午後5時まで

提出先：和泉市都市デザイン部都市整備室公園緑地担当（市役所4階）

提出書類：価格提案書（様式第7号）1部

提出方法：持参又は郵送（※簡易書留又は特定記録郵便にて期限必着）

※持参の場合、受付時間は、午前9時から午後5時

留意事項：最低見積額及び提案限度額の範囲内で税込みの金額とすること。

また、仕様書に明記している各業務の積算内訳を記した「見積明細書」を添付すること。

価格提案書は、本業務の実施に要するすべての経費について、作業項目ごとに記載すること。

No.	提出書類	様式等	備考	提出部数
1	価格提案書	様式第7号	最低見積額及び提案限度額の範囲内で税込みの金額とすること。 また、仕様書に明記している各業務の積算内訳を記した「見積明細書」を添付すること。	1部

## 9. 企画提案書等の提出

- (1) 受付期間：令和6年6月12日（水）から令和6年6月18日（火）午後5時まで  
(2) 提出先：和泉市都市デザイン部都市整備室公園緑地担当（市役所4階）  
(3) 提出書類：下表のとおり

No.	提出書類	様式等	内容	提出部数
1	企画提案書（表紙）	様式第8号		1部
2	業務目的・課題	様式第9号	仕様書に基づき、業務目的や課題について分析を行う。	正本1部 副本6部
3	業務実施方針	様式第10号	上記の分析から業務の実施方針を記載すること。	
4	実施工程表	様式第11号	想定されるスケジュールを記載すること。	
5	課題別企画提案書	様式第12号	1) 提案課題1 松尾寺公園の基本計画策定にかかる着眼点と留意点並びに策定方針について	
			2) 提案課題2 民間活力導入可能性調査における着眼点と留意点並びに調査方針について	

(備考)

- ①「企画提案書（表紙）」について、本市に届け出ている印鑑を押印すること。
- ②「業務目的・課題」について、適宜行を追加し、A4版片面1枚までとする。
- ③「業務実施方針」について、適宜行を追加し、A4版片面1枚までとする。
- ④「実施工程表」について、適宜行を追加し、A4版片面2枚までとする。
- ⑤「課題別企画提案書」について、各課題につきA4版片面2枚までとする。  
（提案課題1：A4版片面2枚まで、提案課題2：A4版片面2枚まで）  
※本業務の仕様書及び表の内容に基づき、簡潔明瞭に記載すること。

(4) 提出方法：直接持参のみ

※受付時間は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時

(5) 作成上の留意点：

- ①松尾寺公園整備状況及び基本計画策定区域の現状を考慮し、作成すること。
- ②文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。
- ③文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。
- ④企画提案書の印刷の色は、カラー、白黒を問いません。
- ⑤企画提案書の下段余白中央にページ番号を付すこと。

⑥使用言語は日本語とし、企画提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈をつけること。

⑦使用する通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。

#### (6) 提出部数

①正本（1部）は、A4版フラットファイルに表紙と背表紙に事業者名、業務名を明記すること。

②副本（6部）は、A4版フラットファイルに表紙と背表紙に業務名のみを明記し、会社名等（協力会社含む。）の提案事業者が特定できる事項は表示しないこと。

③CD-ROM等の電子媒体（提出書類等をPDFに変換したもの）を提出すること。

#### (7) その他

①提出した企画提案書等の訂正、追記、返却は認めない。また、要求内容以外の企画提案書等の書類や図面等は受理しない。

②参加表明書等についてのヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

③一次選定により選定された者（参加表明者が5者以下の場合には全者）は「業務実施体制調書（様式第5号）」に記載した配置予定技術者に当該業務を担当させなければならない。ただし、変更がやむを得ないと発注者が認めた場合については、この限りでない。

## 10. 選定方法

(1) 委託事業者は、公募型プロポーザルにより選定する。

(2) 選定は、一次選定、二次選定の2段階審査方式により行う。

(3) 一次選定は、事務局により「11.評価項目及び評価基準」（ヒアリングの項目を除く）に基づき書類審査を行い、上位5者を選定する。なお、参加表明者が5者以下の場合には、同評価基準に基づき、書類審査を行った上で、全者二次選定の対象とする。

(4) 二次選定は、選定委員会委員により「11.評価項目及び評価基準」に基づき提出書類、プレゼンテーション、ヒアリング等の審査により行う。

(5) 二次選定における評価点については、選定委員会委員が採点した評価点の平均点とし、一次選定の評価点との合計を総合評価点とする。総合評価点の最も高い者を優先交渉権者として選定する。なお、次点となった者は次点交渉権者として選定する。

(6) 一次選定において、一次評価点が同点となった場合は、提案価格点を除く評価点が高い者を上位とする。

(7) 二次選定において、総合評価点が同点の場合は、企画提案の内容に係る評価点が高い方を優先交渉権者とし、企画提案の内容に係る評価点も同点の場合においては、提案価格が最も安価な者を優先交渉権者として決定する。

(8) 評価基準点は1次評価50点・2次評価50点を合わせた100点満点のうち提案価格点20点を除く80点の6割である48点とし、総合評価点から提案価格点を除いた点数が評価基準点に満たない場合は、提案内容の如何に関わらず失格とする。

(9) 企画提案者が1者のみの場合であっても選定を実施し、評価基準点を上回る評価点を獲得した場合は、優先交渉権者として選定の上、本業務契約締結に向けた交渉を行う。

## 11. 一次選定（書類審査）の実施

(1) 実施内容：企画提案書等を基に「11. 評価項目及び評価基準」（一次選定）により事務局において書類審査を実施し、上位5者を選定する。

- (2) 実施日等：令和6年6月10日（月）午前10時から  
和泉市役所4階 4B会議室
- (3) 結果通知：令和6年6月11日（火）午後5時までに通知予定。
- (4) 留意事項：参加表明者が5者以下の場合、書類審査の上で、全者二次選定の対象とする。

## 12. 二次選定（企画提案評価及び提案者プレゼンテーション・ヒアリング）の実施

- (1) 実施内容：一次選定により選定された者に対し、企画提案書等に基づくプレゼンテーション、ヒアリング審査を実施し、「11.評価項目及び評価基準」に基づく審査を行い、一次選定の評価点と選定委員会委員が採点した評価点の合計点（総合評価点）が最も高い提案を行った者を優先交渉権者として選定する。併せて次点交渉権者を選定する。
- (2) 実施日等：令和6年6月27日（木）午前9時から  
和泉市役所3階 3A会議室  
※プレゼンテーションの順番については、企画提案書の提出の際に事前に都市整備室で抽選を行い、一次選考により選定された者の中で、くじ番号の若い順とする。  
※抽選結果は一切公表せず、参加者ごとに順番及び開始時間を通知する。  
(令和6年6月11日（火） 目途)
- (3) 実施時間：22分以内
  - ①プレゼンテーション：15分以内
  - ②ヒアリング：7分以内
- (4) 出席者：3名まで  
※配置予定者（管理技術者、主担当技術者、照査技術者）となる予定の者は、最低1名必ず出席のこと。
- (5) 留意事項：
  - ①プレゼンテーションは、企画提案書等に基づき行うものとし、「11.評価項目及び評価基準」との対応が理解できるようにすること。
  - ②パソコンを使用する場合は、参加者で用意すること。  
※プロジェクター、スクリーン、電源コードリールは市で用意するが、これを自ら持参し使用することを妨げない。
  - ③配置予定者（管理技術者、主担当技術者、照査技術者）のいずれかが提案内容説明を行うこととし、業務受託決定後の変更は認めない。
  - ④プレゼンテーション時の企画提案書等の資料は、事業者名が特定できないよう作成すること。
  - ⑤実施中における他の参加者の情報は一切提供しない。
  - ⑥指定した時間までに参加しない場合は、失格とします。

## 13. 評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準は、下表のとおり。

（一次選定）評価点配分 50点

一次選定においては、下表A～Cの合計点（50点満点）を一次評価点とし、上位5者を選定する。見積書及び内訳書については、提出された見積書及び内訳書をもとに、次の算定式に基づき、事務局において採点する。

価格評価点 = 配点（20点） × 全体の最低提案額 ÷ 当該提案額

※小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨て

区分	評価項目	評価内容	配点
A:事業者の能力 (16点)	業務実績	過去10年(平成26年度以降)の同種業務※ <sup>1</sup> の受託実績	5点
	業務成績	令和4年度から5年度末までに(過去2年間)完了した業務のうち、国土交通省発注業務の「土木関係建設コンサルタント」の平均業務評定点	5点
	地域精通度	過去10年(平成26年度以降)の和泉市での業務実績	3点
	事業者の公的資格取得状況	ISO9001、ISO55001、ISMS	3点
B:業務実施体制 (14点)	管理技術者の評価	資格内容	5点
		同種業務の実績(工期始めから完了まで)	3点
	担当技術者の評価	資格内容	3点
		同種業務の実績(工期始めから完了まで)	3点
C:提案価格 (20点)	見積書及び内訳書	最低見積額※ <sup>2</sup> の20,000,000円(税込)以上、提案上限額の24,799,500円(税込)以内であるか	20点
一次評価点 合計			50点

※1 同種業務…都市公園の官民連携手法の導入検討実績(PFI導入可能性調査等)又はこれに相当する知見・業務実績及び整備における基本計画(又は基本設計)の策定業務の実績

※2 最低見積額

最低見積額は20,000,000円(税込)とする。最低見積額未満の場合は、金額の妥当性がないものと判断し、失格とする。

(二次選定) 評価点配分 50点

二次選定においては、下表D～E(50点満点)について、各委員(5人)が決定した各事業者の合計点の平均点(50点満点)と一次評価点(50点満点)の合計点数(100点満点)を総合評価点とし、評価基準点以上かつ総合評価点の最も高い者を優先交渉権者として選定する。

区分	評価項目	評価内容	配点
D:企画提案内容 (45点)	業務目的・課題 (業務理解度)	業務の目的、条件、内容を分析し、理解しているか。	5点
	業務実施方針	計画準備、資料収集及びデータの整理方法等が明確に示されているか。	5点
	実施工程	実現可能で、無理のない工程となっているか。	5点

	提案課題について	提案課題に対して、経験や実績等に基づき、本市での業務を実現する上での問題点や解決方法等、具体的な内容や対応が示されているか。	30点
E:プレゼンテーション (5点)	プレゼンテーションの 質	企画提案に関する補足説明が明確であるか。 説明内容がわかりやすく整理されているか。	5点
二次評価点 合計			50点
総合評価点			100点

#### 14. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- (1) 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たしていない。または、満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合。
- (3) 実施要領等で示された提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- (4) 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合。
- (5) ヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合。
- (6) 見積金額が実施要領に示している事業規模（最低見積額未済又は提案限度額を超過する）を超える場合。
- (7) 実施要領等に違反すると認められる場合。
- (8) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合。

#### 15. 契約締結

- (1) 優先交渉権者となった企画提案者は、速やかに本市と契約の締結に向けた交渉を行う。  
30日以内に優先交渉権者と交渉が整わない場合、次点交渉権者に交渉権を移すことができる。
- (2) 優先交渉権者との交渉が不調に帰した場合は、次点交渉権者と契約締結に向けた交渉を行う。
- (3) 優先交渉権者（優先交渉権者との交渉が不調に帰した場合の次点交渉権者を含む）との交渉契約が成立した場合は、当該事業者を契約の相手方として決定し、契約締結を行う。

#### 16. その他

- (1) 本提案の作成・応募に係る経費については、当該事業者が負担すること。
- (2) 提出された企画提案書について、差替え、修正、加筆等は認められない。但し、本市から要請のあった事項についてはこの限りでない。
- (3) 提出された企画提案書については返却しない。
- (4) 参加表明書又は企画提案書等の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第16号）を2次選定の前日までに提出すること。
- (5) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等の作成した者に帰属するものとする。ただし、市が優先交渉権者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製又は転写をいう。）することができるものとする。また、和泉市情報公開条例（平成10年和泉市条例第32号）の規定に基づく情報公開請求があった場合には公開する。なお、提案事業者の競争上の地位、利益を害すると認められる情報について

ては、非公開となる場合があることから、該当すると考えられる箇所があれば、企画提案書の提出時に予め文書により申し出ることができる。

(6) 選定結果の通知及び公表に関して、審査結果等の情報については、契約の相手方が決定した後、次の内容を市ホームページにおいて公表する。

- ①優先交渉権者の名称及び総合点
- ②全参加者（優先交渉権者含む）の名称（辞退、失格等含む）（申込順）
- ③全提案者の名称（申込順）
- ④提案者の総合点（得点順）
- ⑤全提案者の採点項目ごとの各委員の点数
- ⑥優先交渉権者の選定理由
- ⑦選定委員の所属及び氏名

※③と④及び③と⑤の対応関係は明らかにしない。

※提案者が2者の場合は、優先交渉権者の総合得点は公表するが、残りの1者の総合得点は公表しない。

(7) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(8) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとする。

(9) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わないものとする。

(10) (4)の規定に関わらず、本業務の受託者の企画提案書（業務工程表、課題別企画提案書）は市議会等への説明に使用し、和泉市のホームページに公表します。（後日、必要な提出書類について、電子データの提出を求めます。）

## 17. 問い合わせ先

和泉市都市デザイン部都市整備室公園緑地担当

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号（市役所4階）

TEL：0725-99-8139（直通）

E-mail：matsuoji@city.osaka-izumi.lg.jp（※R6/7/31（水）以降使用不可）

※受付時間：土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで